

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議に
おける質問に対する回答」について
計3枚（本紙を除く）

Vol.320

平成25年3月21日

厚生労働省老健局総務課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよ
う、よろしく願いいたします。 〕

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3913)
FAX：03-3503-2740

事務連絡
平成25年3月21日

各都道府県、指定都市、中核市
全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 御担当者 様

厚生労働省老健局総務課

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における質問に対する回答

平素より介護保険・高齢者保健福祉の推進につきましてご尽力を賜り、感謝申し上げます。

先般行われました標記会議において、多数のご質問をいただきましたところ、この度、回答がまとまりましたので情報提供いたします（別添参照）。各自治体の御担当者におかれましては業務の参考にしていただければと思います。

引き続き、介護保険・高齢者保健福祉の推進につきましてご高配をいただきますよう宜しくお願いいたします。

（担当）

老健局 総務課 高坂 文仁

電話 03-5253-1111(内3913)

FAX 03-3503-2740

メール kousaka-fumihito@mhlw.go.jp

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議に係る質問に対する回答

No.	分類	サービス種類	質問事項	質問要旨	回答	担当課／担当係／連絡先
1	施設整備	デイサービス	宿泊サービス付きデイサービスに対するスプリンクラー設置等について	<p>昨年12月に、パブリックコメントのために示された消防法施行令の改正案では、現在、別表1(6)項ハに分類されている小規模多機能型居宅介護事業や認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びこれに類するものが別表1(6)項ロに分類されることとなり、延べ床面積が一定基準以上の施設には、スプリンクラー設置義務が課されることが予定されています。また、認知症対応型老人協同生活援助事業を行う施設に類するものとしては、自主事業で宿泊サービスを提供しているデイサービス事業所が該当すると思われれます。</p> <p>そこで、消防法施行令の改正により、スプリンクラーの設置義務が課せられる事業所の範囲を具体的に示していただきたい。また、スプリンクラー設置に対する支援策について、どのように考えているのか、お示しいただきたい。併せて、デイサービス事業所における宿泊事業の実施について、何らかの基準の設定等の予定があれば、説明していただきたい。(福岡県)</p>	<p>○ 宿泊付きデイサービス事業所のうち、スプリンクラーが設置義務が課せられる事業所の範囲については、今後発出予定の総務省令及び運用通知の中で示される予定である。</p> <p>○ また、介護基盤緊急整備等臨時特例基金により実施されているスプリンクラー設置に対する支援は、介護サービス事業所を対象としていることから、自主事業については支援の対象とならない。</p>	高齢者支援課施設係／内線3928
2	施設整備	共通	政令指定都市に対するハード交付金の取扱について	地域自主戦略交付金が廃止された場合、政令指定都市の整備計画についてもハード交付金の協議対象(ただし、基金対象事業以外)になるものと解して間違いはないか?(京都市)	○ ご指摘の通り。	高齢者支援課施設係／内線3928
3	施設整備	共通	地域支え合い体制づくり事業の延長について	<p>○ 平成25年1月に発表された厚生労働省「平成25年予算案の主要事項」では、地域支え合い体制づくり事業について「平成25年度まで実施期限を延長する。」と記載されている。(主要事項:第6、4、(3)(参考)に記載)</p> <p>一方、平成25年2月19日に開催された「全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)」資料では、東日本大震災の被災者支援にかかる地域・事業を対象として、基金の積み増し及び平成25年度までの実施期限の延長とされている。本事業については、全ての対象事業が平成25年度まで実施期限が延長されるという解釈でよいか。</p> <p>(全事業延長の場合)</p> <p>○ 今後、本事業に関する実施期限の延長について、正式に通知等される時期はいつ頃になるか。(東京都)</p>	<p>○ 上段については、ご指摘のとおり。</p> <p>○ 下段については、24年度中に基金管理運営要領を通知出来るよう事務を進めているところである。</p>	高齢者支援課施設係／内線3928

No.	分類	サービス種類	質問事項	質問要旨	回答	担当課／担当係／連絡先
4	施設整備	軽費老人ホーム(ケアハウス)	経費老人ホーム(ケアハウス)のスプリンクラー設置補助金について	軽費老人ホーム(ケアハウス)のスプリンクラー設置については、定員29人以下の場合、現行は補助金交付の対象となりますが、30人以上の広域型につきましては対象となっておりません。 今般、小規模社会福祉施設等の実態調査が行われることになり、経費老人ホーム(ケアハウス)も調査対象となり現状を把握された上で県等されることかと思われませんが、定員30人以上程度の軽費老人ホーム(ケアハウス)に対し補助金交付の対象となる予定の如何をご教示願います。(東大阪市)	軽費老人ホーム(ケアハウス)のスプリンクラー設置については、消防法施行令上スプリンクラー設置義務のない6,000㎡未満の施設を支援対象としており、定員数によって支援対象を区切っている訳ではない。つまり、定員30人以上であっても、6,000㎡未満の施設であれば支援対象となる。	高齢者支援課施設係／内線3928
5	認知症施策	認知症介護実践者等養成事業	研修カリキュラムの見直しについて	国のオレンジプラン策定などを踏まえ、認知症介護実践者等養成事業のカリキュラム見直しの予定はあるか。ある場合、いつ頃を予定しているか。【愛媛県】	○ 認知症介護実践者等養成事業については、現時点でカリキュラムの見直しは考えていない。	高齢者支援課認知症対策係／内線3869
6	介護報酬	訪問介護	サービス提供責任者の配置にかかる減算の経過措置について	サービス提供責任者の配置にかかる減算は、1月間で1日以上2級課程修了者であるサービス提供責任者を配置している事業所について、当該月の翌月に提供された指定訪問介護に適用となるものであるが、当該2級の者が経過措置が終了する4月以降も引き続きサービス提供責任者であった場合、4月分から減算の対象となるのか。【東京都、名古屋市】	○ 当該経過措置は、配置されている2級のサービス提供責任者が、平成25年3月31日までに介護福祉士等の資格を取得することが確実に見込まれるものであるとして届け出られた場合に減算を行わないものとしている。そのため、3月の途中で試験の合格発表や研修の欠席等により年度内の資格取得の見込みがなくなった時点で経過措置の対象ではなくなり、翌月(4月分)から減算となる。 ただし、見込みがなくなった者の代わりに介護福祉士等のサービス提供責任者を配置する等の対応を行った場合は、減算の対象となるサービス提供責任者が配置された日がなくなるため、平成25年4月には減算の適用とならない。	振興課／基準第一係／内線3983
7	研修	訪問介護	ヘルパー研修並びに介護福祉士養成の実務者研修について	国による実務者研修の事業者指定について、申請手続きの簡素化と、厚生支局ホームページ等で指定事業者及び内容(期間、定員、受講資格等)の公表について検討願いたい。(要望) 【愛媛県】	○ 実務者研修の申請手続については、既に各地方厚生(支)局のホームページにおいて指定要件や申請に必要な書類を掲載するなど、事業者の利便性に配慮した取り組みを行っているところ。また、指定事業者の情報については、準備の整ったところから順次掲載を進めているところである。	社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室／内線2849